

早川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R4年度の 人件費率
令和5年度	884人	2,794,215千円	354,073千円	469,565千円	16.8%	13.7%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

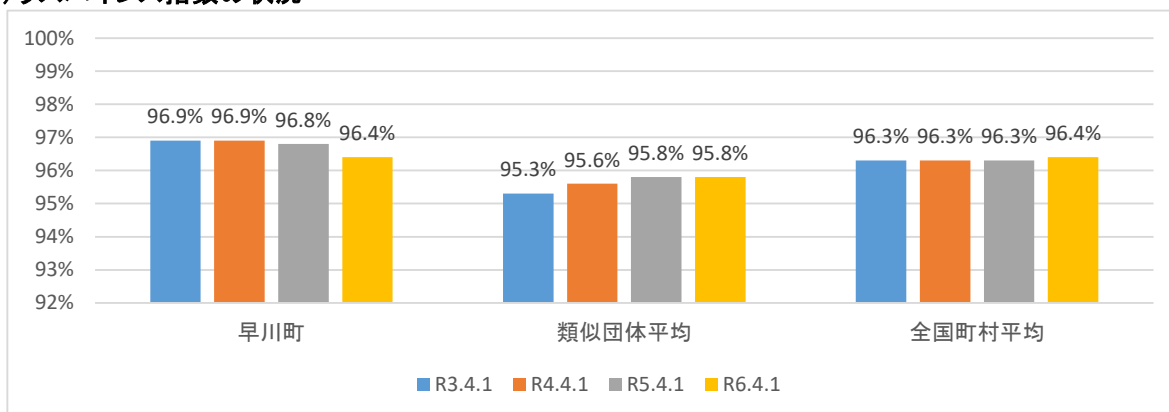
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	49人	168,452千円	21,317千円	68,098千円	257,867千円	5,263千円	5,608千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

早川町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告(改定率)		

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告(改定月数)		

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実 施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

※早川町は地域手当の対象外地域となります。

③ その他の見直し内容

特になし

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額	平 均 給 与 月 額 (国比較ベース)
早川町	40.1歳	303,300円	343,900円	325,900円
山梨県	42.8歳	328,862円	405,341円	364,392円
国	42.1歳	323,823円	-	405,378円
類似団体	41.3歳	302,599円	348,683円	327,516円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	A/B
山梨県	55.8歳	69人	350,661円	395,014円	371,074円				
国	51.2歳	1,829人	288,144円	-	330,553円				
類似団体	52.7歳	2人	273,536円	291,816円	284,628円				

区分	参 考		
	年収(ベース試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D

※民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している(平成28～30年3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額	平 均 給 与 月 額 (国比較ベース)
早川町	32.3歳	249,800円	301,100円	283,900円
都道府県	40歳	316,625円	419,982円	354,460円
国	44.1歳	337,496円	-	386,299円
類似団体	39歳	280,106円	309,185円	292,948円

④看護・保健職

区 分	平 均 年 齢	平 均 給 料 月 額	平 均 給 与 月 額	平 均 給 与 月 額 (国比較ベース)
早川町	39.8歳	270,600円	296,000円	280,600円
都道府県	40.6歳	316,903円	388,822円	345,624円
国	48.1歳	325,124円	-	365,921円
類似団体	44.4歳	307,059円	348,931円	321,655円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		早 川 町	山 梨 県	国
一般行政職	大学卒	187,300円	203,918円	196,200円
	高校卒	166,600円	172,181円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	175,002円	-
	中学卒	155,300円	156,464円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,500円	326,900円	362,300円	390,000円
	高校卒	220,900円	297,500円	326,600円	373,800円
技能労務職	高校卒	-	-	-	-
	中学卒	-	-	-	-

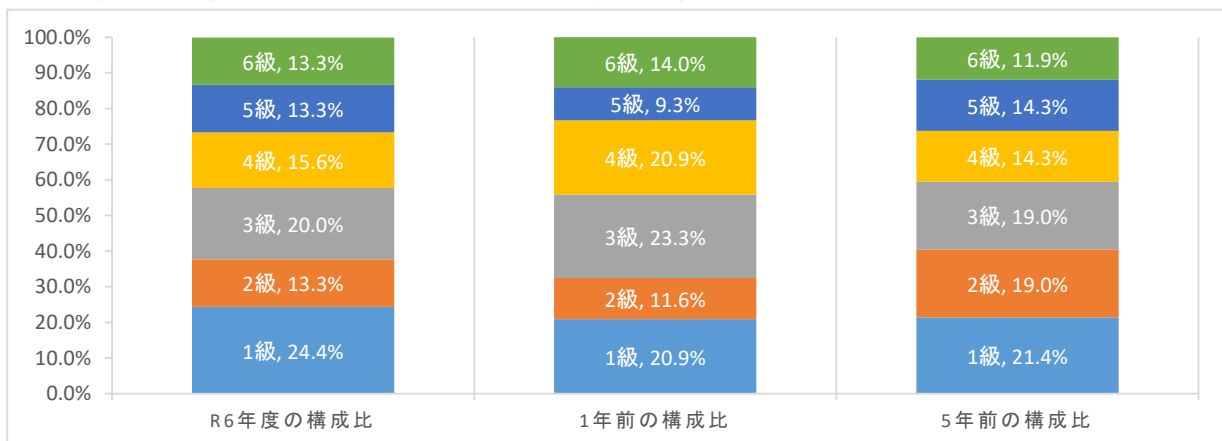
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	複雑困難な業務を掌る課長、局長、室長、及び所長で町長が規則で定める職務会計管理者の職	6人	13.3%	323,100円	411,300円
5級	課長、主幹	6人	13.3%	295,400円	394,000円
4級	副主幹	7人	15.6%	271,600円	382,000円
3級	主査	9人	20.0%	240,900円	351,000円
2級	主任	6人	13.3%	208,000円	305,200円
1級	主事、主事補	11人	24.4%	162,100円	249,400円

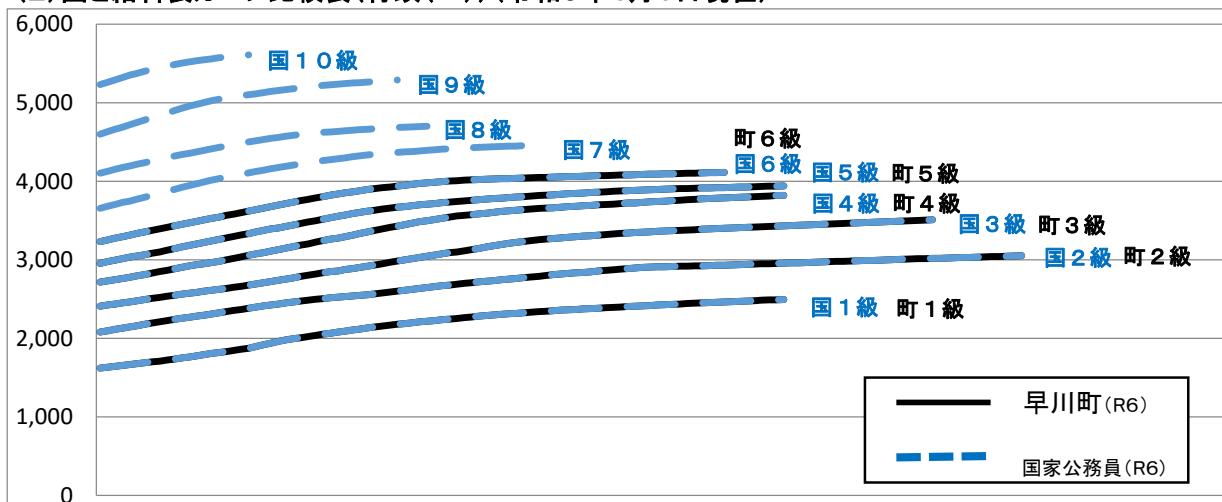
(注)1 早川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国と給料表カーブ比較表(行政(一))(令和5年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(早川町)

令和5年度中における運用 までにおける運用	管理職		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

早川町	山梨県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,437千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,636千円	-
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の階級、職務の等級による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の階級、職務の等級による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の階級、職務の等級による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(早川町)

令和4年度中における運用	管理職		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当(令和6年4月1日現在)

早川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.7090月分	勤続35年	39.7575月分	47.7090月分
最高限度	47.7090月分	47.7090月分	最高限度	47.7090月分	47.7090月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
(退職時特別昇給)					
1人当たりの平均支給額	0千円	21,923千			

(注) 退職手当1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	6,735千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	137千円
支給実績(令和4年度決算)	8,963千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	195千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(4)その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	国の制度との 異動	国の制度と異 なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	扶養人数に応じて 支給	同		4,899千円	257,842円
住居手当	借家等に対して支 給	同		2,073千円	148,071円
通勤手当	交通手段と距離に 応じて支給	同		2,039千円	47,418円
管理職手当	管理職(課長)に 支給	同		3,424千円	489,142円
宿日直手当	宿直者、日直者に 支給	同		2,147千円	67,093円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額		等
給料	町長	570,000円 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額		
	副町長	520,000円 (円)	840,000 円／	416,500 円	
報酬	議長	218,000円 (円)	395,000 円／	160,000 円	
	副議長	174,000円 (円)	310,000 円／	140,000 円	
	議員	156,000円 (円)	290,000 円／	130,000 円	
期末手当	町長	(令和5年度支給割合)			
	副町長	4. 40月分			
退職手当	議長	(令和5年度支給割合)			
	副議長	3. 30月分			
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×在職月数×42/100	11,491千円	任期毎	
	備考	給料月額×在職月数×25/100	6,240千円	任期毎	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と増減理由

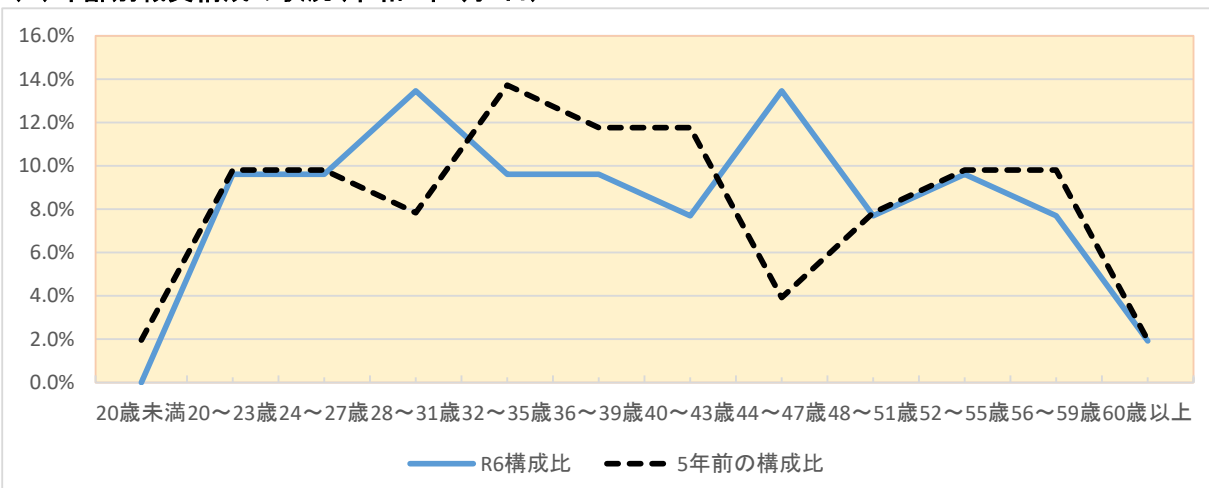
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
部門		R05	R06		
普 通 会 計	一 般 行 政 部 門 計	議 会	1人	1人	0人
		総 務	14人	15人	1人
		税 務	2人	2人	0人
		労 働	0人	0人	0人
		農林水産	2人	2人	0人
		商 工	3人	3人	0人
		土 木	6人	6人	0人
		民 生	7人	7人	0人
		衛 生	5人	6人	1人
		計	40人	42人	2人
等 公 門 営 計 企 部 業	教 育	6人	7人	1人	職員配置の見直しによる増加
		消 防	0人	0人	
		小計	46人	49人	3人
	その他	3人	3人	0人	
合計		49人 [59人]	52人 [59人]	3人 [59人]	<参考> 人口1万当たり職員数 527.45人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日)



20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
0人	5人	5人	7人	5人	5人	4人	7人	4人	5人	4人	1人	52人

(3)職員数の推移

部門別 \ 年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	42人	42人	42人	42人	40人	42人	0人	0.0%
教育	6人	6人	6人	6人	6人	7人	1人	16.7%
消防								
普通会計計	48人	48人	48人	48人	46人	49人	1人	2.1%
公営企業等会計計	3人	3人	3人	3人	3人	3人	0人	0.0%
総合計	51人	51人	51人	51人	49人	52人	1人	2.0%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。